一の1の⑵の①中「、これまでの取組に加え」、「（鳥獣被害防止特措法第四条第一項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）」及び「（鳥獣被害防止特措法第四条第二項第二号に規定する対象鳥獣をいう。以下同じ。）」を削る。

一の1の⑵の③中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、「鳥獣の保護」の下に「及び」を加え、「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画」に改め、同④中「特定鳥獣保護管理計画が作成されておらず」を「第二種特定鳥獣管理計画が作成されておらず、又は当該市町村の存する特定の地域において特定希少鳥獣管理計画が作成されておらず」に改め、「市町村長は、都道府県知事」及び「受けた都道府県知事」の下に「又は環境大臣」を加え、「特定鳥獣保護管理計画の作成」を「第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成」に改め、同④に次のように加える。

また、都道府県において、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業（鳥獣保護管理法第十四条の二第一項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。以下同じ。）を実施する場合においては、市町村が定める被害防止計画に基づく取組と連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行うとともに、適切な役割分担がなされるよう考慮し、実効性を高めるものとする。

一の3の⑴中「これまで、地域の関係機関等が連携して被害防止対策に取り組むため、各地域において被害防止対策協議会が組織されていたが、改正法により」を「鳥獣被害防止特措法第四条の二において、協議会は」に、「組織することができる協議会」を「組織することができるもの」に、「、鳥獣被害防止特措法に新たに規定された」を「規定されている」に改める。

一の3の⑵の①中「図るものとする。」の下に「特に、一部の地域においては、鳥獣による被害が発生しているにもかかわらず、設置の進捗に遅れが見られることから、被害防止対策を適切に行えるよう、設置の促進により一層努める必要がある。」を加え、同③中「また、」の下に「国及び」を、「配慮するものとする。」の下に「特に、鳥獣被害対策実施隊による効果的な捕獲活動が行われるよう、十分な調整を行い、必要な人員を確保するなど、体制の強化に努めるものとする。」を加え、同⑥に次のように加える。

また、国及び都道府県は、市町村、猟友会等関係機関と連携して、市町村における鳥獣被害対策実施隊の体制整備に必要な人材の融通が図られるよう、指導、助言、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一の4の柱書き中「努めるものとする。」の下に「特に、抜本的な鳥獣捕獲強化対策」等を踏まえて捕獲対策を強化することが必要である。」を加える。

一の4の⑴中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、「平成二十三年九月に」を削り、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成十九年環境省告示第三号）が改正され」を「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成二十六年環境省告示第百三十三号）において」に、「場合において、捕獲従事者」を「場合、捕獲従事者」に、「認められることとなったとともに」を「認められており、また」に、「された」を「されている」に改め、同⑴に次のように加える。

また、ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用したわなの利用や、シャープシューティング等の大量捕獲技術の導入を行うなど、捕獲技術の高度化を図るものとする。

一の4の⑶中「改正法により」を「鳥獣被害防止特措法第九条第四項において」に、「された」を「されている」に改める。

一の5の⑵中「進めるに当たっては」の下に「、4による捕獲」を加え、「平成十九年十一月に」を削り、「が改正され」を「において」に、「認められた」を「認められている」に改め、「花火」の下に「（動物駆逐用煙火を含む。）」を加え、「例えば」を「使用する製品の取扱説明書に従って、例えば直接手に持たず杭等に固定して使用すること、」に改める。

一の6中「衛生管理の徹底」を「厚生労働省が平成二十六年十一月に策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を遵守し、衛生管理を徹底すること」に、「鳥獣の処理」を「鳥獣を食肉及びそれ以外の用途に供するための処理」に改め、「整備」の下に「等による食肉等の安定供給体制の構築」を加える。

一の7の⑴中「活性化、鳥獣の保護」の下に「及び」を、「実施することとする。」の下に「また、必要に応じて、農林漁業団体、猟友会、鳥獣の保護及び管理に関する学識経験者等の意見を聴取するなど、適確な被害防止対策の実施に努める。」を加え、「鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応」を「被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施」に改め、「、平成四年から」を削り、「及び警察庁」を「、警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省及び防衛省」に、「設置」を「開催」に改め、「、平成二十年八月には、総務省、経済産業省及び防衛省を構成員に追加しているところであるが、被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施する観点から」を削る。

一の10の見出し中「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画」に改め、同10中「特定鳥獣保護管理計画制度」を「第二種特定鳥獣管理計画制度及び特定希少鳥獣管理計画制度」に、「都道府県に」を「都道府県又は国に」に、「特定鳥獣保護管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の」を「第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の」に改める。

一の11中「間伐や広葉樹林の育成」を「人工林の間伐の推進や広葉樹林化・長伐期化、天然林の保全」に改める。

二の柱書き中「図られるよう、」の下に「鳥獣の生息状況を踏まえた捕獲等の更なる強化等の」を加える。

二の2の見出し中「鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画」を「鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画」に改め、同柱書き中「鳥獣保護事業計画（特定鳥獣保護管理計画」を「鳥獣保護管理事業計画（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画」に、「鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画」を「鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画」に、「保護管理対策」を「保護及び管理に係る対策」に改める。

二の3の⑷の①中「記載する。」の下に「また、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等に従事させようとする場合には、そのことについて記載する。」を加え、同②中「記載する。」の下に「また、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びライフル銃を所持させた鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段等の具体的な取組について記載する。」を加える。

二の3の⑻中「鳥獣の保護」の下に「及び」を加える。

二の4中「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画」に改める。

三の5中「拡大するおそれがある」を「拡大している」に改める。

三の6中「平成二十四年六月」を「平成二十七年五月」に改める。

**○国土交通省告示第六百八十二号**

広島ヘリポートの施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　広島県　広島県広島市中区基町十番五十二号

二　空港の名称及び位置　広島ヘリポート　広島県広島市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十五年国土交通省告示第四百五十九号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　十一万二千九百三十九平方メートル

四　空港の範囲を示す詳細図を広島県庁及び広島市役所において縦覧に供する。